

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 10日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市中区大手町2-11-10
氏名	株式会社 熊谷組 中四国支店
	執行役員支店長 坂井 秀行
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-241-3228(担当:品環M室 吉山)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 熊谷組 中四国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区大手町2-11-10
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D 建設業 06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 207 億円（令和5年度）
③従業員数	176 名（令和6年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

別紙1
(廃棄物処理法・産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	1416.63	1274.97									1416.63	1274.97	1416.63	1274.97	1416.63	1274.97	0	0	0	0
廃油	0.04	0.04									0.04	0.04	0.04	0.04	0	0	0	0	0	0
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	85.76	77.18									85.76	77.18	80.68	72.61	85.76	77.18	0	0	0	0
紙くず	3.51	3.16									3.51	3.16	2.55	2.3	3.51	3.16	0	0	0	0
木くず	53.96	48.56									53.96	48.56	46.81	42.13	53.96	48.56	0	0	0	0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	59.56	53.6									59.56	53.6	7.35	6.62	59.56	53.6	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	98.32	88.49									98.32	88.49	29.26	26.33	98.32	88.49	0	0	0	0
鋳さい																				
がれき類	449.36	404.42									449.36	404.42	276.94	249.25	449.36	404.42	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	34.76	31.28									34.76	31.28	2.6	2.34	34.76	31.28	0	0	0	0
合計	2201.9	1981.7	0	0	0	0	0	0	0	0	2201.9	1981.7	1862.86	1676.59	2201.86	1981.66	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・ISO14001に係る取り組みの中で廃棄物の適正処理に関する教育を行っている。 ・作業所業務においては協力業者を対象として新規入場時教育等により産業廃棄物の排出抑制ならびに分別の教育指導を行っている。 ・余剰資材の発生しない資材搬入管理を行う。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・今後も現状の取組みを維持して行く。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	・ 安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を分別する。 ・ コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くず、金属くず、紙くず(段ボール)については、分別を徹底する。 ・ 現場作業員の生活系廃棄物(生ゴミ、新聞などの一般廃棄物)は、直接工事から排出される廃棄物と分別する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・ 今後も現状の取組みを維持して行く。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

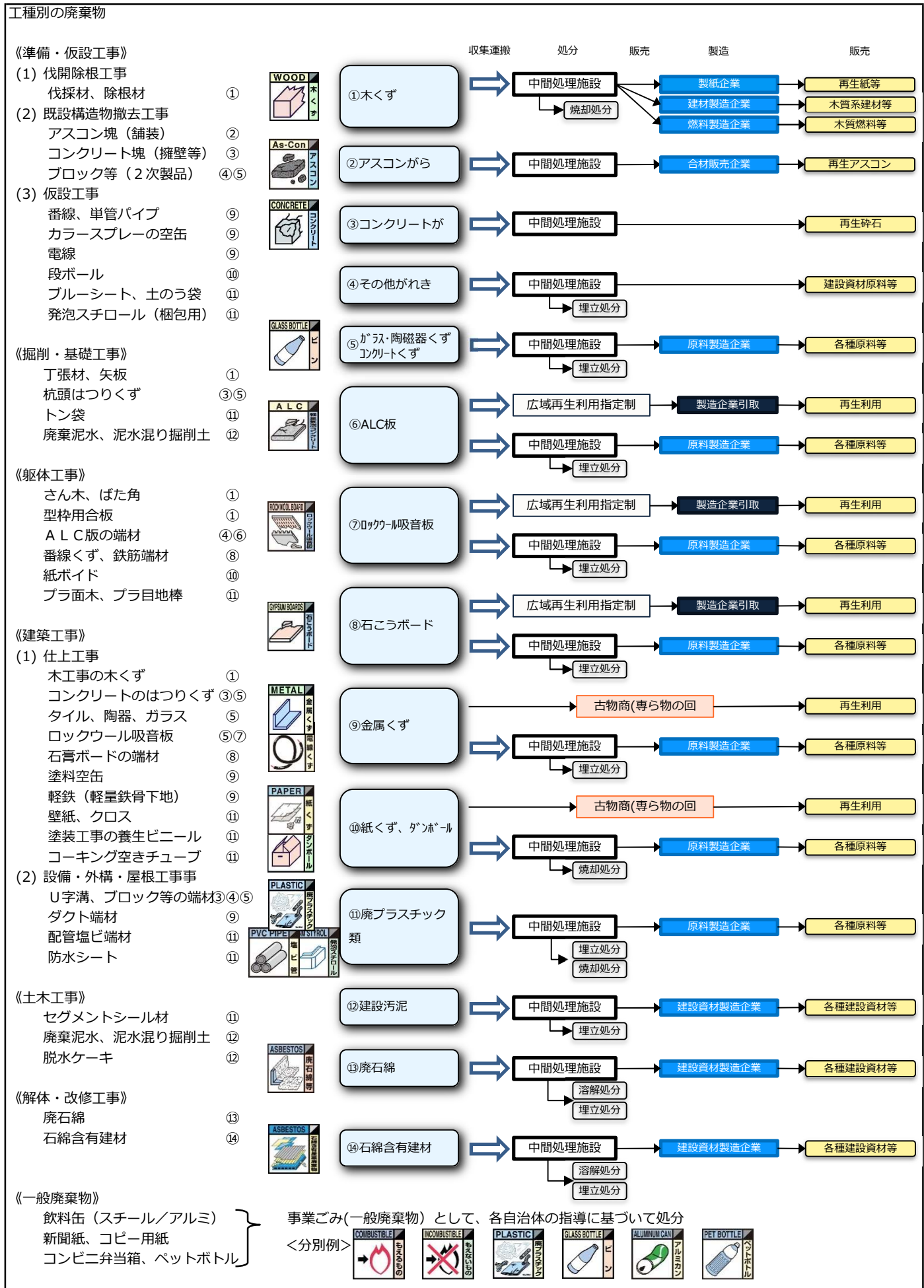
6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・分別を徹底し混合廃棄物の発生を抑制する。 ・アスファルトについては、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・コンクリートについては、自社にて再利用を促進するとともに、再利用できない場合は、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・今後も現状の取組みを維持して行く。

別添 1 処理工程図



別添2 管理体制図

